

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

海難審判制度は、遡ること明治 30 年、海員懲戒法に基づき、海員を懲戒することによって海難防止を図る懲戒主義制度から、昭和 23 年に施行された旧海難審判法に基づき、海難の原因を明らかにすることにより海難防止を図る海難審判制度を経た後、平成 20 年に現海難審判法へと改正が行われて現在の制度に至り、国土交通省の特別の機関として海難審判所が置かれ、本年 10 月で丸 14 年が経過しました。

現在の海難審判所は、海難の発生の防止に寄与することを目的とする海難審判法に基づき、海難の発生を認知すると、同法に定められた準司法的な手続きに則り、海事知識及び経験を豊富に有する理事官及び審判官によって調査及び審判を行い、その結果、海技士等の故意又は過失によって海難が発生したものであると認めるとき、当該海技士等に対し、裁決で懲戒を行うことで、海難の再発防止を図っています。

近年の海難の発生状況については、全体としては減少傾向にありますが、船舶の種類別に見ると、漁船、モーターボート、水上オートバイ、ヨット等の小型船舶については、依然として横ばい状態と言っても過言ではない状況にあるため、今後も海難防止のためには、継続的かつ効果的な取組が必要と考えられます。

海難審判所では、毎年、その活動状況を取りまとめており、令和 3 年については、理事官が事件として立件した海難は 875 件及び審判開始の申立ては 293 件で、また、審判官が言い渡した裁決は 259 件でしたが、この度、同年における活動状況を「令和 4 年版レポート 海難審判」としてまとめ、発行しました。

本誌では、海難審判所の現状や海難審判の概要を紹介するとともに、「裁決の状況と原因」においては、言い渡された裁決を海難の種類別、船種別、免許種類別等に分類して集計し、更に、「裁決から明らかになった海難原因」を分類別に分析しています。

また、海難事例については、参考図を用いて分かりやすく解説した上で、その海難から得られる教訓を紹介しています。

本誌が、船舶の運航に携わる方々をはじめ、海との関わりを有する方々にとって、海難防止の一助として活用いただければ幸いに存じます。

今後とも、海難審判所に対するご理解ご協力のほどをお願いいたします。

令和 4 年 12 月 海難審判所長

目 次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知、立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	25